



卷頭言

国立大学法人化で何が変わらるのか

宮西正宜*

What will change by the corporation of national universities in Japan?

Key Words : national university, corporate university

平成16年度に予定されている国立大学の法人化は、「国立大学法人法案」が平成15年2月末日に閣議決定されて、現通常国会に上程されている。法案が成立すれば平成15年10月1日に施行される予定である。「法案」は、平成14年3月に提出された文部科学省の調査検討会議の最終報告「新しい『国立大学法人』像について」の内容をかなりの部分実現しているが、大きく変わった点もある。第一に、国立大学法人と国立大学が分離されたことである。法人化後の国立大学は、「国立大学法人法」が国立大学法人を規定し、国立大学法人が設置する国立大学は「学校教育法」が規定し、国立大学法人の運営管理は「独立行政法人通則法」が規定するという形になったようである。国立大学法人には、「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」が置かれ、「役員会」を除く2者は経営と教育研究の二つを分かれて審議し、「役員会」の議決を助けることになる。

法人化しても、教育・研究・社会貢献(診療を含む。)という大学業務が変わるわけではない。むしろ、その業務の一つずつが明確になって大学構成員にその遂行を迫ってくると思われる。というのも、国立大学法人制度では中期目標と中期計画を軸に、中期期首の計画認可と期末の業績評価によって文部科学省を始めとする政府省庁が関与し、計画遂行責任は大学が負うことになるからである。国立大学法人にも先行の独立行政法人と同様に毎年1%の業務効率

化や様々な努力義務が課されると考えられる。大学の経費(主として自己収入と運営費交付金から成る。)が平成15年度を頭打ちとして、今後しばらく増加しないと予想されることからも、大学の構成員個々の努力を業績の向上につなげるしかない。自己収入も学生納付金を一定幅で大学が上下できるであろうが、国立大学の持つ教育の機会均等という憲法上の使命から外れることはできない。

独立行政法人制度は約20数年前のイギリスのサッチャー政権下で導入された制度であるが、多少の修正を加えながらヨーロッパの国々やアジアの国々に導入されている。日本は導入国の中でも最後の方に属するであろう。政府経費の切り詰め策に端を発して、上記のように、中期目標・中期計画を通して政府と大学が「契約関係」を結ぶのが制度の本質のようである。法人化によって大学が自由になり発展の大きい機会が与えられたと直ちに判断するのは危険であろう。「契約関係」は大学に自由裁量権を与えるとしても与えられた目標達成という義務を伴う。義務が遂行できないときはマイナスの評価が待っている。

大学業務の中でも教育研究は時代を超えて継続されてきたものである。時代の要請に最適に答えられるように修正しながらも、「教育は何であるか。」「長期的基礎的研究はどのように継続すればよいか。」と自問自答しながら大学は成長してきた。大学は世代を超えた存在であるといふこともできる。大学が所有する知的ストックは一世代のものではなく、後世代に引き継がれねばならない。イギリスの例では、法人化を機会に発展を期して制度を大きく変えた大学ほどダメージが大きく、業績を回復するのに多大の努力を要したという話も聞く。日本でも、法人化を機会として従来の業務のあり方を見直し、国民に信頼される大学の姿を世代を超えて提示できるようにしなければならない。



* Masayoshi MIYANISHI
1940年9月生
1963年京都大学・理学部・数学科卒業
現在、大阪大学・大学院理学研究科・
数学専攻、代数学講座、教授、副学長、
理学博士、代数幾何学
TEL 06-6850-5293
FAX 06-6850-5293
E-Mail miyanisi@math.sci.osaka-u.ac.jp